

CAN DO

“可能性への挑戦”

第47号

金田会計事務所通信

【 成長性が必要な意味 】

新年度になってフレッシュな若者が街のあちこちにあふれ新緑の季節とともに新鮮な気分になります。一方で、日本の若者は諸外国に比べて、将来に対する明るい希望をもてなかったり、チャレンジ精神が低いなどの最近の意識調査結果があります。バブル後のデフレ時代に人生を過ごし、厳しい現実を見せられてよほど痛い目に遭い、贅沢などを望まない身の丈？の合った生活を送っているのでしょうか。無理もないとも言えます。しかし、夢がないということは大きな問題といわざるを得ません。もちろん若者の中でも高い意識を持った者たちが多くいますが、政治や社会が責任を持って取り組まないといけない重要課題です。

「自分に正直に生きる」ということは素晴らしい言葉です。しかし、一步間違えれば、その時々自分の気持ちに左右され、同じ道をぐるぐるさまようような結果になる可能性があります。自分の過去の経験や習慣はあまりにも小さなものですから。さらにネットを中心にして生活しているこの時代はそこから得られる知識や情報も自分が好むもののみを選択してしまいがちになります。つまり、過去の自分の習慣の中で生きるだけになってしまう落とし穴にもなります。

目標や理想が何故必要なのでしょうか。現状を曖昧にしてしまうと流されてしまうからです。周囲と同じことをしていれば安心という現状に甘えることは周囲とともに滅びるという危険性が潜んでいます。成長産業であろうと斜陽産業であろうとその中での企業格差が著しい現代。企画力や創造性が勝負となっています。それには明確な目標と理想がなければ生まれませんし、働きません。常に成長するという意欲が大事なのです。

自分の殻に閉じこもることなく他の意見や異なった考えにも耳を傾け、泥臭い努力を続け自分を育てていけるのは高邁な目標や夢があるからです。「自分に正直に生きる」ことよりも「自分の理想像」「将来の姿」を高く持つことが大事なことになります。それはいくつになっても、です。

金田 康良

2017年 4月

医療費控除のまとめ(セルフメディケーション税制)

平成 29 年 1 月 1 日よりセルフメディケーション(自主服薬)推進のための税制が医療費控除の特例として施行されます。軽い風邪などの軽度な疾病については病院に頼らず薬局などの市販薬で自ら手当てすることを推進する目的で導入されました。



【医療費控除】

自己又は自己と生計一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、次の③の金額の所得控除を受けることができます。

- ① 支払った医療費の金額－保険金等で填補された金額
- ② 10万円(総所得金額の5%の方が低い場合はその金額)
- ③ ①－②

※確定申告書に医療費の領収書を添付(電子申告の場合は5年間自己で保存する)が要件

【セルフメディケーション税制】

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組み等を行う個人が、自己又は自己と生計一にする配偶者やその他の親族に係る**特定一般用医薬品(スイッチOCT医薬品)等**の購入費を支払った場合、その年中に支払った購入費用の額が**1万2千円を超える**時には、その超える部分の金額(**8万8千円を限度**)の所得控除を受けることができます。

※平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの措置

【特定一般用医薬品(スイッチOCT医薬品)等購入費の範囲】



特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。※セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、**厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」**で確認できます。

また、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す**識別マーク**が掲載されています。

【健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取り組み等を行う個人とは？】

次の取り組みをしている居住者をいい、確定申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族が「一定の取組」を行っていることは、要件とされていません。

- ① 保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査
（人間ドッグ、各種健（検）診等）
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診査
（生活保護受給者等を対象とする健康診査）
- ③ 予防接種（**定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種**）
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断（**事業主検診**）
- ⑤ 特定健康診査（**いわゆるメタボ検診**）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施する**がん検診**



※取り組み内容は以上のように限定されていて、個人が任意（全額自己負担）で受けた健康検査等は「一定の取り組み」に含まれないので要注意です。



※これらの取り組みすべてを行う必要はなくいずれか一つの取り組みを行うことになります。

【対象商品購入費に係る証明書類について】

対象商品を購入し、確定申告をする場合は、購入した際のレシート等を証明書類として提出しなければなりません。

その書類には以下の項目が記載されている必要があります。

- ① 商品名
- ② 金額
- ③ 当該商品がセルフメディケーション税制対象である旨の記載
- ④ 販売店名
- ⑤ 購入日



※レシートにはセルフメディケーション税制対象である旨の記載として商品名の横に「★」のようなマークがあり、それがセルフメディケーション税制対象商品を示すことがレシートに記載されている必要がありますので必ず確認しましょう。



【一定の取り組み等を行ったことを明らかにする証明書類】

この適用を受ける納税者がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類(**氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り**ます。)を確定申告書に添付しなければなりません。

例) インフルエンザの予防接種の領収証又は予防接種済証
市町村のがん検診の領収証又は結果通知表
職場で受けた定期健康診断の結果通知表 等々



(注) 結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要です。

※健康診断等の結果通知表は、写しでの提出が可能であり、健診結果部分は必要ありません。したがって、結果通知表の健診結果部分を黒塗りなどした写しでも差し支えありません。

セルフメディケーション税制は通常の医療費控除との選択適用なのでどちらが有利になるかを検討して賢く利用しましょう。

【平成 29 年度ワンポイント重要税制改正】

☆**営業権**の取得によるその**取得した年の減価償却費の計上限度額**は 1 年分すべてではなく、**月割り計算**となりました。(平成 29 年 4 月 1 日以降取得分より)

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <http://kaikei.asia/>